

第4次DV計画 体系図

基本方針		基本目標
1	DVの 予防・啓発	1 市民のDVの理解を促進し相談機関を周知する
		2 子ども・若者に対してDVに関する予防啓発を行う
		3 妊婦・子育て世帯に対してDVに関する予防啓発を行う
		4 被害者に適切な対応を図るために必要なDVに関する理解を深める
2	DV被害者の保護と 安全の確保	5 被害者を早期に発見し支援する
		6 被害者が安心して相談できる機会を確保する
		7 被害者を安全かつ迅速に保護する
3	DV被害者の自立支 援	8 被害者の新たな生活を確保する
		9 被害者がDVの影響から回復して心身の健康を取り戻す
4	子どもへの支援	10 子どもの安全・安心な生活を確保する
		11 子どもの心理的な回復を支援する
		12 DV担当部局と児童虐待担当部局の連携を深める
5	推進体制の強化	13 推進体制を強化する

基本方針 1 DVの予防・啓発

基本 目標	具体的な取り組み	取り組み状況（令和5年度実績）	所管
①市民のDVの理解を促進し相談機関を周知する			
DV防止キャンペーンの実施等による意識啓発及びDVに関する相談機関の周知	パープルリボンキャンペーンの実施（期間：11月1日～30日） 児童虐待防止(オレンジリボンキャンペーン)と一体的に啓発を実施 ①兵庫県警主催啓発イベントへの参加 ②株式会社イズズペーカーリーの協力によるオレンジ・パープルリボンパンの作製と販売 ③市内施設等のパープルライトアップ 11月17日：フラワーロード・BE KOBEモニュメント等 11月11日：明石海峡大橋・MOSAIC大観覧車 ④市民によるオレンジ・パープルリボンの作製 5,300個 ⑥花時計ギャラリーへのポスター等の掲出	こども家庭局 家庭支援課	
	リーフレット「大切なあなたへ」の配布 配布先：区役所・病院（産婦人科医療機関・総合病院）・郵便局等 リーフレット「大切なあなたへ」デートDV版の作製と配布 配布先：市内公立中学校・市立高等学校・ユースネット・ユースステーション・青少年会館 相談窓口一覧「こんな悩みや不安、どこに相談したらいいの？という人の相談窓口一 覧」の配布 配布先：区役所・関係機関等	福祉局 人権推進課	
	DVに関するセミナー等の実施による啓発	DV情報提供会（年4回） 第1回（6月16日）参加者5名 第2回（9月15日）参加者1名 第3回（12月15日）参加者2名 第4回（3月15日）参加者4名 DV防止セミナー （1月20日）参加者40名	こども家庭局 家庭支援課 地域協働局 男女共同参画課
事業者と協働した啓発	パープルリボンキャンペーンの実施（期間：11月1日～30日） ①トイレットペーパー作戦 実施施設：神戸大丸店、ダイエー神戸三宮店、イオンスタイル神戸南店、イオンスタ イルumie店 ②市内郵便局職員・神戸メリケンパークオリエンタルホテル従業員によるオレンジ・ パープルリボン着用	こども家庭局 家庭支援課	
②子ども・若者に対してDVに関する予防啓発を行う			
小中学校の人権教育における自分も周りの人も大切に する心を育て暴力の防止につなげる取 組みの推進	「人権教育学校園ハンドブック」の配信（教職員向け） 配信先：神戸市教育委員会事務局イントラ 初任者研修 動画視聴による研修(参加者526名) 8年目研修 1月26日・2月2日（参加者230名） 16年目研修 8月18日（参加者172名） 人権教育担当者会にて人権課題の研修 関係文書を各学校園周知	教育委員会 学校教育課	
	中学校・高等学校への出前授業の実施 【高等学校】令和5年度実施 1校（累計8校/10校） 【中学校】令和5年度実施 14校（累計43校/82校） 【特別支援学校】令和5年度実施 0校（累計2校） 人権啓発冊子「あすへの飛翔」の作成 対象：市内中学1年生	こども家庭局 家庭支援課 福祉局 人権推進課	
	中学生、高校生、大学生等に対するDVの理解 促進とその予防のため啓発の実施		
③妊婦・子育て世帯に対してDVに関する予防啓発を行う			
医療機関等を通じた相談先の周知	市内産婦人科医療機関にリーフレット「大切なあなたへ」を設置	こども家庭局 家庭支援課	
子育て世帯向け情報ツールを活用した予防啓発	妊婦と子育て世帯を対象とした「こうべ子育て応援メール」において、DV相談に関する 記事を配信	家庭支援課	

基本 目標	具体的な取り組み	取り組み状況（令和5年度実績）	所管
④被害者に適切な対応を図るために必要なDVに関する理解を深める			
市職員に対する人権研修や実務研修におけるDV研修の実施	市職員	DV被害者支援関係機関担当者向け合同研修会（年3回） 5月31日(参加者50名) 11月25日(参加者45名) 3月1日(参加者28名)	こども家庭局 家庭支援課
		区役所各関係課への研修（講師派遣） ・ひとり親家庭支援関係事務研修（家庭支援課） ・障害者支援関係職員研修（障害者支援課）	
		国民健康保険初任者研修 4月26日(金)対面で実施	福祉局 国保年金医療課
		・市民課初任者研修	地域協働局 住民課
		・新規採用職員研修【行政職】 4月10日（参加者192名） ・10月新採用職員研修（行政職）10月4日（参加者15名） ・新規採用職員研修【労務職】 4月5日（参加者9名） ・課長昇任時研修 7月20日～9月20日（参加者107名） ・職場人権リーダー養成研修 8月7日～9月29日（参加者156名） ※すべてeラーニングでの実施	福祉局 人権推進課
	教職員・学校関係者	人権教育担当者会における研修の実施	教育委員会 学校教育課
		就学事務担当者会 7月30日（参加者14名）	教育委員会 学校経営支援課
		スクールカウンセラー連絡協議会（年2回） 第1回 4月14日（参加者391名） 第2回 12月5日（参加者123名）	教育委員会 児童生徒課
	保健・医療・福祉関係者 （保育所職員含む）	区役所各関係課への研修（講師派遣）（再掲）	こども家庭局 家庭支援課
		母子生活支援施設職員及び母子婦人相談担当職員合同研修会 1月20日（参加者20名）	
		新規採用保育士研修 4月4日（参加者26名）	こども家庭局幼保事業課
		生活保護関係新任職員3部研修 R5年度も未実施。	福祉局くらし支援課
民生委員等福祉に関係の深い市民に対する啓発の実施		オレンジ・パープルリボンの作製依頼（協力個数：6,400 個）	こども家庭局 家庭支援課
民間支援団体との協力・連携による支援者養成のための研修等の実施		DV被害者支援者養成研修事業（1団体に委託） 第1回（1月21日）参加者11名	こども家庭局 家庭支援課

基本方針 2 DV被害者の保護と安全の確保

基本目標		具体的な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
⑤被害者を早期に発見し支援する				
関係機関での早期発見と対応	市のあらゆる窓口及び相談機関	リーフレットの配布(再掲)		こども家庭局 家庭支援課
	保育所・医療機関や乳幼児健診等	養育支援ネット 実績1,600件		
関係部署のDV被害者支援の情報共有や協議など連携の強化		DV対策関係課長連絡会議		こども家庭局 家庭支援課
		税・国保健康保険・選挙管理委員会・こども福祉など関係窓口へのDV・ストーカー被害者支援の情報提供の徹底、関係課と協議・確認を行うなど連携の強化		地域協働局 住民課
		・神戸市犯罪被害者等支援連絡会の開催 10月31日(参加者15名) ・神戸市犯罪被害者支援ハンドブックを改訂・配布		福祉局 人権推進課
早期発見と対応のためのマニュアルの整備と周知		DV相談の手引きの改訂 配布先：関係各課・民間支援団体		こども家庭局 家庭支援課
配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉部の連携と協働		母子父子自立支援員・婦人相談員担当者会(月1回) DV対策課長連絡会議(再掲)		こども家庭局 家庭支援課
要保護児童対策地域協議会におけるケース検討		神戸市要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の開催(回数には書面開催を含む) ・神戸市要対協(年1回) ・区代表者会議(9回) ・区実務者会議(155回) ・区個別ケース検討会議(588回) 個別具体のケースにおいて、DV被害の可能性がある場合には、関係各課と連携を取っている。		こども家庭局 家庭支援課
⑥被害者が安心して相談できる機会を確保する				
配偶者暴力相談支援センターでの相談業務の通年実施		女性のためのDV相談室 相談受付：毎日(9:00～17:00) ※年末年始(12月28日～1月4日)を除く 相談件数：3340件		こども家庭局 家庭支援課
	配偶者暴力相談支援センターと区保健福祉部が連携した相談対応	DVセンターと区保健福祉部で連携し相談対応を行っている。		こども家庭局 家庭支援課
高齢の被害者・障害をもつ被害者に対する支援担当部局と連携した相談支援の充実		あんしんすこやかセンターと配偶者暴力相談支援センターの連携 →高齢者虐待の被害者(要介護者)や養護者支援の際にDVを発見した場合に配偶者暴力相談支援センター等と確実に連携するよう努めた。		福祉局 高齢福祉課
		障害者虐待防止センターの開設 開設日：24時間365日		福祉局 障害者支援課
		障害者虐待対応力向上研修でのDV施策の説明 12月20日 参加者22名		
通訳派遣など外国にルーツを持つ被害者への支援実施		外国人支援を行う民間支援団体に対するDV被害者支援活動補助金の交付 交付先：1団体 通訳者派遣費と同行支援費を補助している。		こども家庭局 家庭支援課
		・DV相談の実施 ・神戸市配偶者暴力相談支援センター主催「令和5年度第1回及び第2回DV被害者支援関係機関担当者向け合同研修会」及び兵庫県女性家庭センター主催「令和5年度外国人DV被害者等支援通訳者養成研修会」に相談員各1名が受講し、他相談員へも情報共有を行った		神戸国際コミュニティセンター
相談に関わる職員・相談員の資質向上のための研修実施や二次受傷防止のための取り組みの実施		DV被害者支援機関担当者向け合同研修会(再掲)		こども家庭局 家庭支援課
		DV被害者支援者向け研修(スーパーバイズ研修) 第1回 9月20日(参加者8名) 第2回 2月15日(参加者9名)		
		「女性のためのDV相談室」スーパーバイズ研修(再掲)		
メール、SNS等、電話と面談以外の相談方法の検討		DV対策事業検討会において検討		こども家庭局 家庭支援課

基本 目標		具体的な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
⑦被害者を安全かつ迅速に保護する				
	兵庫県女性家庭センターとの連携による被害者の一時保護の実施	兵庫県配偶者暴力相談支援センター（県女性家庭センター）への一時保護依頼 件数：17件（うちDVを事由とするもの8件） （参考）県女性家庭センターにおける一時保護件数：93件（うちDVを事由とするもの61件）		こども家庭局 家庭支援課
	母子・婦人短期保護事業や市営住宅の目的外使用による避難先の確保	市営住宅の目的外使用 申込件数：5件		建築住宅局 住宅管理課
		母子・婦人短期保護事業 保護件数：68件（うちDVを事由とするもの25件）		こども家庭局 家庭支援課
	民間シェルターへの助成による避難先の確保	シェルターを運営している民間支援団体に対するDV被害者支援活動補助金の交付 交付先：1団体 シェルター運営費と同行支援費を補助している。 令和元年度より利用者負担金及び電話相談にかかる人件費について対象経費を拡大		こども家庭局 家庭支援課
	兵庫県及び他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの連携の強化	ひょうごDV防止ネットワーク会議での情報交換（年2回）		こども家庭局 家庭支援課
		県内配偶者暴力相談支援センター連絡会での情報交換		
	警察との連携の強化	ひょうごDV防止ネットワーク会議(再掲) 県内配偶者暴力相談支援センター連絡会議(再掲) DV検討会の実施（年1回）		こども家庭局 家庭支援課
		県警との協定 平成26年2月～（平成31年3月協定を改定） 警察OB配置 2名 現職の警察官（警部）を児童虐待対策担当課長として配置 令和2年10月～		こども家庭センター
	こども家庭センターにおける子どもの安全の確保	DV等により監護する保護者が不在となった児童については、要保護児童として一時保護所での保護を実施する。		こども家庭センター
		児童虐待が疑われる事案等については、速やかに受理会議を行い、関係機関への調査や家庭訪問を実施するなどして児童の安否確認を行っている。		
		区の虐待担当職員への情報提供やこども家庭センターへの通告を行い、子どもへの適切な支援につなげている。		こども家庭局 家庭支援課

基本方針 3 DV被害者の自立支援

基本目標	具体的な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
⑧被害者の新たな生活を確保する			
基本目標	被害者のプライバシー及び個人情報の保護の徹底	個人情報の取り扱いの徹底を行っている。	全部局
		それぞれのシステム内でフラグを立てるなどにより、被害者情報を保護している。	全部局
	市役所内各部署の情報管理マニュアルの共有と改善	DV相談の手引き(再掲)	こども家庭局 家庭支援課
		ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為、児童虐待等の被害者の保護に伴う住民票の閲覧・交付に係る支援措置等の処理要領の共有	区役所 地域協働局住民課
	民間支援団体に対する助成による同行支援・通訳派遣等の支援の実施	DV被害者支援活動補助金の交付 交付先2団体	こども家庭局 家庭支援課
	保護命令制度の利用に関する支援	保護命令書面提出（16件）	こども家庭局 家庭支援課
	市営住宅入居選定時の優遇措置の実施及び広報の充実	市営住宅の募集における優遇措置 (1)DV被害者の単身申込資格を認めている。(平成18年2月再募集から) (2)DV被害者を優先枠対象者とし、抽選時に優遇する措置（落選回数に応じ2～10倍）をとっている。 (3)ポイント方式の住宅への申込の際に、DV被害者に対してポイントの加算（2点）を行っている。 (1)の対象が32世帯（一般特目13世帯、ポイント方式 19世帯） (2)の対象は16世帯であった。 (3)の対象が48世帯あり、6世帯が当選した ※令和5年度のDV被害者の全申込数は64世帯（一般特目16世帯、ポイント方式48世帯）	建築住宅局 住宅管理課
	民間住宅に入居するひとり親世帯への家賃補助制度の実施	ひとり親世帯家賃補助制度 ・新規世帯：33件（うちDVを事由とするもの1件） ・継続世帯：176件（うちDVを事由とするもの42件） DVにより住み替えの緊急性が高い世帯については一部要件緩和し、制度の柔軟な運用を行っている。	建築住宅局 政策課
	社会福祉施設の利活用	母子生活支援施設の活用 入所世帯数：34件（うちDVを事由とするもの11件） 母子生活支援施設は、母子を一緒に入所させて支援する施設として重要な役割を果たしている。	こども家庭局 家庭支援課
		救護施設の活用、高齢者施設の活用	福祉局くらし支援課
	被害者の実情に合った児童扶養手当や生活保護など福祉制度利用に関する相談の強化	母子・父子・寡婦福祉資金貸付 貸付件数：72件	こども家庭局 子育て支援課
		児童扶養手当 受給者数：9,931人	
		生活保護制度 一時生活支援事業にて住居確保をした母子世帯からの保護の相談を受けている	福祉局くらし支援課
	区役所内ハローワーク窓口及びくらし支援窓口における被害者の状況に配慮した就業支援の実施	ハローワーク等一体的実施事業との連携 相談件数：17件	こども家庭局 子育て支援課
		ハローワーク等一体的実施事業 相談件数：延べ14,392件 設置区：東灘、灘、中央、兵庫、北、長田、須磨、垂水、西全9区（支所を除く）に設置。	福祉局くらし支援課
		生活保護受給者等自立促進支援事業 ハローワークにて専任相談員による相談を実施	
	男女共同参画センターやひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の実施	キャリア相談（月3回）相談件数：74件	地域協働局 男女共同参画課
		就業相談事業 相談件数：228件	こども家庭局 子育て支援課
		就職に有利な資格取得支援事業 受講者数：111名	
	養育費確保対策の実施	養育費確保のための無料法律相談（月5回）相談件数：233件 離婚前講座 年2回 養育費・面会交流等専門相談（4カ所 各所月1回の計5回） 利用件数：124件 養育費の取り決めに関する補助金 ・養育費に関する公正証書等作成費補助金：82件 ・養育費に関する保証会社の利用費補助金：3件	こども家庭局 子育て支援課
	男女共同参画センターによる法律相談の実施	法律相談（月2回）相談件数：89件(内DV1件)	地域協働局 男女共同参画課

基本 目標	具体的な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
	県弁護士会や法テラスの紹介など弁護士に繋がるための支援	DVセンター及び区保健福祉部等で、県弁護士会や法テラスを案内する。	こども家庭局 家庭支援課
⑨被害者がDVの影響から回復して心身の健康を取り戻す			
	配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画センターにおけるカウンセリングの実施	女性のためのDV相談室 電話相談：2,762件 面接相談：320件 カウンセリング：258件 DVセンターにおいて、年末を除く毎日9時～17時に相談対応している。	こども家庭局 家庭支援課
		・女性のための相談室（電話相談） 相談件数：1,594件(内DVは40件) ・女性のための相談室（こころの悩み相談） 相談件数：418件	地域協働局男女共同参画課
	被害者の心理的回復のための定期的な講座の実施、被害者の交流の場の提供	DV被害者居場所づくり事業「サポートカフェ」（月1回） 講義を9回、語り合いを3回実施 延べ参加者数：77名	こども家庭局 家庭支援課
		ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり支援事業 実施団体：1団体	こども家庭局 子育て支援課
	民間支援団体との連携による被害者の生活の場に根ざした自立生活援助の実施	DV被害者等生活支援事業 見守り支援：12世帯（年間197回） 出張・訪問相談：7世帯（年間25回） 地域で生活するDV被害者の世帯を訪問して相談に乗ることにより、生活の安定を支援	こども家庭局 家庭支援課
	母子関係再構築に有効なプログラムの実施	DV被害者グループカウンセリング事業（H28～対象を母子双方に拡大） 連続講座（プレ含む）4回,単発講座4回（母延べ31人、子延べ17人）	こども家庭局 家庭支援課
	こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実	こども家庭支援室 対応件数：20件（DV）	こども家庭局 家庭支援課
		児童相談 相談件数：1,119件	こども家庭センター

基本方針 4 子どもへの支援

基本 目標	具体的な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
⑩子どもの安全・安心な生活を確保する			
	こども家庭センターにおける子どもの安全の確保（再掲）	DV等により監護する保護者が不在となった児童については、要保護児童として一時保護所での保護を実施する。 児童虐待が疑われる事案等については、速やかに受理会議を行い、関係機関への調査や家庭訪問を実施するなどして児童の安否確認を行っている。	こども家庭局 こども家庭センター
		区の虐待担当職員への情報提供やこども家庭センターへの通告を行い、子どもへの適切な支援につなげている。	こども家庭局 家庭支援課
	こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実（再掲）	こども家庭支援室 対応件数：20件（DV） 児童相談 相談件数：1,119件	こども家庭局 家庭支援課 こども家庭局 こども家庭センター
		教育委員会から各区の市民課に就学事務を委任している。DV被害者については、各区の家庭支援課と市民課が連携して就学の相談支援を行っている。	教育委員会 学校経営支援課
	円滑な転校・就学手続きのための相談支援の実施	DV等の相談があれば、就学事務の担当や学校とも連携を取りながら進めている。	区役所 地域協働局住民課
		こどもの居場所づくり事業(こども食堂や学習支援) 補助先:116団体（うち、食事提供のみ：13団体、学習支援のみ：31団体、左記両方実施：72団体） 生活困窮者学習支援事業（学習会型） 対象：生活保護・生活困窮世帯、児童扶養手当・就学援助受給世帯等の中学1年生～高校3年生 登録者：368名 実施方法：週に2回、12ヶ所で実施	こども家庭局 こども未来課
民間支援団体との連携による子どもへの学習支援の実施	生活困窮者等学習支援事業（オンライン型） 対象：生活保護・生活困窮世帯、児童扶養手当・就学援助受給世帯等の中学生、不登校の中学生、長期入院の小・中学生 登録者：313名 実施方法：週に1回、講師と1対1でオンラインで実施	福祉局 くらし支援課	
⑪子どもの心理的な回復を支援する			
	こども家庭センター等における子どもへの相談支援の充実	面前DVは心理的虐待という位置づけの下、警察や区役所との連携による注意指導、世帯の見守りを行っている。 スクールカウンセラーの配置	こども家庭局 こども家庭センター
	スクールカウンセラーの配置等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくりの実施	配置人数：令和5年度は、全小中学校（義務教育学校を含む）において月4回相談ができる体制を整えた。また、不登校生も相談できるよう9月にオンライン相談を開始した。	教育委員会 児童生徒課
	母子関係再構築に有効なプログラムの実施（再掲）	DV被害者グループカウンセリング事業（H28～対象を母子双方に拡大） 連続講座（プレ含む）4回,単発講座4回（母延べ31人、子延べ17人）	こども家庭局 家庭支援課
	大学の心理相談室など専門相談機関による心理的ケアの実施検討	「大学心理相談室との連携によるDVのある家庭の子どもの心理相談にかかる経費の補助金事業」を実施。（対象6大学心理相談室） 補助件数1件	こども家庭局 家庭支援課
	DV被害のある家庭の子どもの面会交流の考え方や支援のあり方に関する検討		こども家庭局 家庭支援課
⑫DV担当部局と児童虐待担当部局の連携を深める			
	配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、区保健福祉部の連携のためのマニュアル等作成	区家庭支援担当課長・係長会において、DVセンターとの連携について情報交換を実施。	こども家庭局 家庭支援課

基本方針5 推進体制の強化

基本 目標	主な取り組み	取り組み状況(令和5年度実績)	所管
⑫推進体制を強化する			
	DV施策の課題に関するDV検討会における課題に関する集中的な協議の実施	DV対策事業検討会を年1回実施	こども家庭局 家庭支援課
	市役所内のDV対策関係課長連絡会議及びDV対策ネットワーク会議を通じた意識向上・情報共有の徹底	DV対策関係課長連絡会議(再掲)	こども家庭局 家庭支援課
	関係実務者による個々の事案についての対応協議の実施	必要に応じて情報共有・協議等を行い、より被害者支援に努めている	こども家庭局 家庭支援課
	民間支援団体との定期的な情報交換の実施によるさらなる連携の強化	民間支援団体の定例会への参加 参加回数：2回（4月・10月）	こども家庭局 家庭支援課

モニタリング指標数値

①神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
電話相談	2,585 件	2,982 件	2,511 件	2,502 件	2,762 件
面接相談	367 件	383 件	304 件	314 件	320 件
カウンセリング	270 件	241 件	260 件	274 件	258 件
総相談件数	3,222 件	3,606 件	3,075 件	3,090 件	3,340 件

②区役所における婦人相談等に占めるＤＶ関連相談件数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総件数	23,982 件	24,107 件	23,229 件	22,683 件	20,032 件
うちＤＶ関連	525 件 (2.2%)	634 件 (2.6%)	545 件 (2.3%)	508 件 (2.2%)	551 件 (2.8%)

③ＤＶ関連セミナー・講座の講座数及び受講者数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ＤＶ情報提供会 もしかしてこれってＤＶ？	4 回 27 人	4 回 21 人	4 回 28 人	4 回 30 人	4 回 12 人
ＤＶ防止セミナー	2 回 75 人	2 回 47 人	2 回 51 人	1 回 45 人	1 回 40 人
サポートカフェ	12 回 72 人	9 回 56 人	10 回 79 人	12 回 85 人	12 回 77 人
グループカウンセリング	プレ 17 人 連続 87 人	—	—	連続 4 回 単発 4 回 母 31 人 子 17 人(延べ人数)	連続 4 回 単発 4 回 母 31 人 子 17 人(延べ人数)

④ＤＶ予防啓発事業（デートＤＶ出前講座）の市立中学校・高校・高専の実施校数

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
中学校	12 校(2 校)	11 校(—)	14 校(2 校)	18 校(1 校)	14 校(—校)
高等学校	3 校(—)	3 校(1 校)	1 校(—)	1 校(—)	1 校(—)

※（ ）うち新規実施校数

中学校 82 校 高校 10 校

⑤DV被害者支援関係機関向け研修講座数及び年間受講者数

	研修名	対象者	参加者数
1	新規採用保育士研修	新規採用保育士	26 人
2	ひとり親家庭支援関係事務研修	新たに区でひとり親家庭・寡婦・婦人等福祉関係事務に従事する職員	10 人
3	国民健康保険基礎研修	各区で新たに国民健康保険事務に従事する職員	e ラーニングのため未把握
4	DVセンター相談員研修	DVセンター相談員	9 人
5	DV被害者支援機関担当者合同研修会	DV被害者支援機関職員	50 人
6	就学事務担当者会	各区市民課就学事務担当者	14 人
7	DVセンター相談員研修	DVセンター相談員	10 人
8	DV被害者支援機関担当者合同研修会	DV被害者支援機関職員	45 人
9	障害者虐待対応力向上研修	市・区障害者虐待担当職員 障害者相談支援センター職員	22 人
10	DV被害者支援機関担当者合同研修会	DV被害者支援機関職員	28 人
11	人権教育担当者会	各学校園人権教育担当者	274 人
12	市民課初任者研修	新たに市民課に配属された職員	59 人

相談件数等一覧（DVを事由とするもの）

○神戸市の相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市DVセンター	3,222件	3,606件	3,075件	3,090件	3,340件
各区保健福祉部	525件	634件	545件	508件	551件

○兵庫県女性家庭センターの相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県女性家庭センター	776件	816件	684件	647件	747件

○県下の相談機関による総相談件数（県警本部を除く）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県関係機関 市町	15,706件	17,313件	16,355件	15,669件	15,276件

○神戸市の一時保護等の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子・婦人 短期保護件数	34件	30件	22件	22件	25件
県女性家庭センター への一時保護 依頼件数	12件	16件	21件	19件	8件

○県女性家庭センターにおける一時保護の状況（神戸市からの依頼分を含む）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護件数	106件	85件	81件	68件	61件

○神戸市の施設入所状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子生活支援 施設入所件数	11件	21件	17件	15件	11件